

元教参学第6号  
令和元年6月17日

各都道府県・政令指定都市教育委員会社会教育・生涯学習主管課長  
各都道府県・政令指定都市教育委員会指導事務主管課長  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長  
各都道府県・政令指定都市教育委員会教員研修主管課長  
各都道府県私立学校事務主管課長  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課長  
各国公私立大学学生支援主管課長 殿  
各公私立短期大学学生支援主管課長  
各国公私立高等専門学校学生支援主管課長  
各国公私立大学教職課程担当課長  
各公私立短期大学教職課程担当課長  
各指定教員養成機関指定事務担当課長  
厚生労働省医政局医療経営支援課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長  
三好圭



(印影印刷)

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

柳澤好治



(印影印刷)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長

根本幸枝



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局教育課程課長

滝波泰



(印影印刷)

文部科学省高等教育局大学振興課長

三浦和幸



(印影印刷)

文部科学省高等教育局学生・留学生課長

塩崎正晴



(印影印刷)

「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づく取組について（依頼）

成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とし、関係省庁が連携して各種取組を推進することを定めた「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）について、令和元年6月17日の成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議においてこれまでの取組を踏まえた工程表の改訂を行いました。

本改訂では、高等学校及び大学等における消費者教育の推進に係る取組を改めて明示しました。

については、貴職におかれましても、下記の点に留意の上、引き続き若年者への実践的な消費者教育に取り組んでいただきますようお願いいたします。

各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれましては、域内の市区町村及び市区町村教育委員会、学校（専修学校及び各種学校を含む）に対し、管下に附属学校を置く各国立大学におかれては、管下の学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、この趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 高等学校等における消費者教育の推進

- (1) 消費者基本法（平成16年制定）や消費者基本計画（平成17年決定）を踏まえ、現行の学習指導要領（平成20年、21年改訂）においては、消費者教育に関する内容が充実されていることから、その趣旨を理解し、引き続き学習指導要領に基づき、適切に消費者教育を実施されるようお願いいたします。
- (2) アクションプログラムでは、2020年度に全国の高等学校等において消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業が行われることを目指しています。消費者教育の実施に当たり、本教材の積極的な活用をお願いいたします。

本教材には、契約や多重債務などの内容が記載されており、高等学校の公民科や家庭科などで活用することができるよう作成されていますので、参考までに本教材のURLを掲



載しています。

- (3) 消費者教育の実施に当たっては、消費生活相談員や弁護士等の実務経験者等を外部講師として活用することも効果的な手法の一つと考えられます。消費者庁では、消費者教育コーディネーターの育成・配置に取り組んでおり、アクションプログラムでは、2020年度に全ての都道府県で配置することを目指しています。実際の活用にあたっては、各都道府県の消費者行政担当部局に問い合わせください。
- (4) 日常生活の中で実践できる能力を育み、自ら考え自ら行動する自立した消費者を育成するためには、教師の指導力の向上を図ることが重要です。教員の養成、研修等における消費者教育の推進に一層努めてくださいますようお願いいたします。

## 2. 大学等における消費者教育の推進

- (1) 消費生活センター等との連携により、学生に対する消費者被害防止に関する啓発活動や相談対応、講義、ゼミ等における消費者教育に一層積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。その際、1.(3)と同様、消費者教育コーディネーターを積極的に活用していただくようお願いいたします。

## 3. その他

- (1) 消費者教育の推進に関する法律第10条では、地方公共団体において、基本方針を踏まえ、消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めること、第20条では、消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めることとされています。教育委員会におかれては、消費者行政部局と連携し、当該計画等を踏まえ、消費者教育を積極的に推進いただくようお願いいたします。
- (2) 「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」(平成23年3月30日文科科学省消費者教育推進委員会決定(平成30年7月12日改訂))を参考に大学等や社会教育施設関係者等がそれぞれの状況に応じた自主的かつ積極的な取組を推進いただくようお願いいたします。

以上

### (参考)

- 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」(平成30年2月20日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定(平成30年7月12日改定))  
URL(消費者庁ホームページ):  
[http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/consumer\\_education/basic\\_policy/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/basic_policy/)
- 消費者教育教材「社会への扉」(消費者庁作成)申込フォーム  
URL(消費者庁ホームページ):  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/public\\_awareness/teaching\\_material/material\\_010/form/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/form/)

#### 【本件担当】

文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
消費者教育推進係 担当:松岡、羽間  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
TEL 03-5253-4111 (2260) FAX 03-6734-3719